

消防防災施設等の整備に係る主な財政措置(平成 25 年度)

1 国庫補助金

- (1) 消防防災施設整備費補助金 H25 当初予算 19 億円(H24 当初予算 7 億円)
 ※H24 当初予算は都道府県分及び政令指定都市分を地域自主戦略交付金として別途内閣府予算に 2 億円計上

○補助対象・・・①耐震性貯水槽、②備蓄倉庫、③防火水槽(林野分)、④林野火災用活動拠点広場、⑤活動火山対策避難施設、⑥画像電送システム(施設分)、⑦広域訓練拠点施設、⑧救急安心センター等整備事業、⑨高機能消防指令センター総合整備事業
 ※補助率 1/3 (なお、①・⑥は補助率 1/2、別途嵩上げあり。)

ア 地方債を充当しない場合

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般財源 2/3・1/2
------------------------	--------------

イ 一般補助施設整備等事業債を充当する場合

- (7) 地防法に基づく耐震性貯水槽及び備蓄倉庫の整備又は財特法に基づく耐震性貯水槽の整備

補助率 1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源
	(交付税算入率 50%)	10%

※地方債及び一般財源の割合は、補助対象事業費から補助金を控除した額に対する割合。

(以下、補助裏に地方債を充当する場合において同じ。)

※交付税算入率は、地方債発行額に対する割合。(以下同じ。)

※地防法：地震防災対策特別措置法

※財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

- (イ) 上記(7)以外

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
------------------------	------------------	-------------

ウ 過疎対策事業債又は辺地対策事業債を充当する場合

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%	
	(交付税算入率 過疎 70%、辺地 80%)	

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金 H25 当初予算 49 億円 (H24 当初予算 49 億円)

○補助対象・・・緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他の特殊な車両及び資機材等、並びに、緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

ア 地方債を充当しない場合

補助率 1/2	一般財源 1/2
---------	----------

イ 一般補助施設整備等事業債を充当する場合

補助率 1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
---------	---------------------	-------------

ウ 過疎対策事業債又は辺地対策事業債を充当する場合

補助率 1/2	過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%
	(交付税算入率 過疎 70%、辺地 80%)

(3) 消防防災施設災害復旧費補助金 H25 当初予算 18 億円 (H24 当初予算 95 億円)

消防防災設備災害復旧費補助金 H25 当初予算 3 億円 (H24 当初予算 48 億円)

※復興庁予算に一括計上

東日本大震災財政援助法に基づく消防防災施設及び消防防災設備の災害復旧事業を対象とする。

補助率 2/3	一般財源 1/3 ※
---------	------------

※一般財源所要額は、全額が震災復興特別交付税の対象

※東日本大震災財政援助法：東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

2 地方債

(1) 施設整備事業(一般財源化分)

平成17年度及び平成18年度に一般財源化された消防防災設備整備費補助金の常備消防施設、消防団に整備される施設、デジタル防災行政無線及び自主防災組織に整備される施設の整備事業を対象とする。

施設整備事業 (一般財源化分) ※1 (交付税算入率 70%)	かさ上げ→	一般財源 ※2
---	-------	----------------

※1 廃止前の消防防災設備整備費補助金交付要綱に定められていた対象経費の実支出額に補助率(補助率のかさ上げがあった場合にはかさ上げ後の補助率)を乗じた額。

※2 総事業費のうち施設整備事業(一般財源化分)が充当されない経費については、一般財源の他、一般単独事業(一般事業)、過疎対策事業、または合併特例事業による地方債を、それぞれの事業の充当率で充当可能。

(2) 防災対策事業

地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業を対象とする。

ア 防災基盤整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業及び消防広域化関連事業を対象とする。

- (i) 消防防災施設整備事業(地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業)
- (ii) 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転事業
- (iii) 消防広域化関連事業

(7) 一般の事業

防災対策事業債 75% (交付税算入率 30%)	一般財源 25%
------------------------------------	---------------------

※ 広域消防運営計画等に基づき実施する消防署所等の増改築(ただし、消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築も対象)、効率化等に伴う機能強化を図る消防車両等の整備、統合される消防本部を消防署所として有効活用するために必要となる改築を含む。

(イ) デジタル化関連事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
------------------------------------	---------------------

※デジタル化関連事業

- ・原則都道府県域を1ブロックとして整備する消防救急無線デジタル化事業
- ・国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する防災行政無線整備事業(デジタル方式で整備するものに限る。)
- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- ・高機能消防指令センター(複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る。)

イ 公共施設等耐震化事業

公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化事業を対象とする。

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
------------------------------------	---------------------

※地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所であって、地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設については、交付税算入率を3分の2に引き上げ。

(3) 緊急防災・減災事業

平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象とする。

- (i) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
- (ii) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築
- (iii) 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転
- (iv) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成25年消防庁告示第4号)に基づき広域化の期限までに広域化したものが実施する消防広域化事業
- (v) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化
※ 原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とする。ただし、消防署所については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があると認められ全部改築することがやむを得ないと認められるものは対象とする。

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

(4) 過疎対策事業・辺地対策事業

過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%
(交付税算入率 過疎70%、辺地80%)

(5) 一般事業・一般補助施設整備等事業

区 分	消防庁舎	消防・防災施設
充 当 率	75%	90%

※指定都市、市町村の消防庁舎で広域化に係るものは充当率90%

(6) 地域活性化事業

防災情報を含む行政情報等を提供するためのケーブルテレビ等の整備(行政情報を提供するために必要な部分に限る。) ※ケーブルテレビ等には、コミュニティFM及びIP告知システムの整備も含まれる。

地域活性化事業債 90%	一般財源 10%
(交付税算入率 30%)	